

建設技 第 124 号
平成25年 5月22日

各 建設業者 様

佐賀県県土づくり本部 建設・技術課長

公衆危害及び工事事故防止の徹底について（通知）

建設工事の施工に当たって、公衆危害及び工事事故を未然に防止することは最も重要なことであり、日頃の安全管理意識の高揚と工事現場における安全対策の実施の徹底が必要です。

今般、別添プレスリリースのとおり河川工事において、重機のアームが電線に接触し送電線を切断する事故が発生し、県民生活への影響が生じています。

また、他県では工事現場の足場倒壊により、園児が死亡するという痛ましい事故が発生しています。

つきましては、工事施工に当たって、安全対策の実施、指導の徹底など、引き続き、公衆危害及び工事事故の防止に努めていただくようお願いします。

なお、他県において、工事用車両による交通事故も発生していることから、工事現場に限らず、工事現場以外での事故防止の徹底についても、併せて御留意していただくようお願いします。

建設業担当
内線 2755